

○船舶衝突により生じた損害賠償債権の消滅時効は、損害および加害者を知ったときから進行すると解するのが相当であるとされた事例

出典：最判平17・11・21民集59・9・2558、判時1919・157

参照：商798 I、民166 I・724

対象権利：船舶衝突により生じた損害賠償請求権

消滅時効：1年（商798 I）

当事者：原告・控訴人・被上告人X：被害船舶所有者
被告・被控訴人・上告人Y：加害船舶所有者

POINT

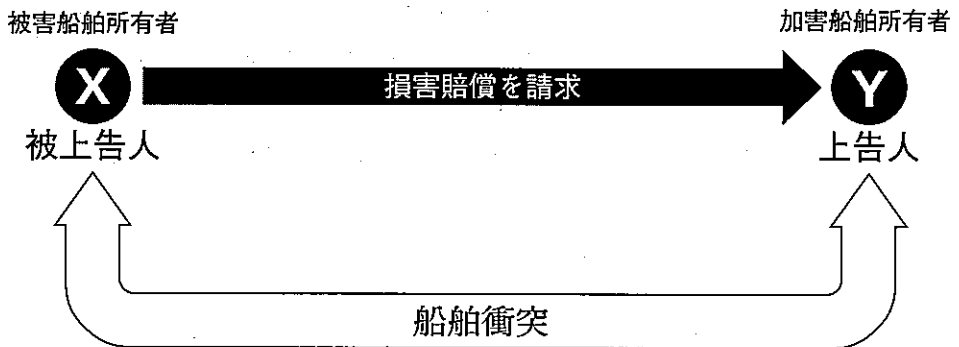
船舶衝突により生じた損害賠償請求権の消滅時効の起算点は、民法724条により、被害者が損害および加害者を知ったときから進行すると解すべきである。

CASE

図解時効二〇

?

船舶衝突によって生じた債権の短期消滅時効の起算点はいつか



一七七

- ① X所有の船舶（漁船）が、平成11年6月5日午後9時ころ、公海上において、Y所有の船舶（貨物船）を運航していた船員の過失により同船と衝突し、破損した。
- ② そこで、XはYに対し、平成13年11月29日、船舶衝突により生じた損害の賠償を求めて本件訴訟を提起した。
- ③ Yは、商法798条1項は、船舶の衝突により生じた債権の消滅時効期間を1年と定めており、当該期間は衝突のとき（平成11年6月5日）から起算すべきであるから、仮にX主張の損害賠償請求権が発生したものとしても本件訴訟の提起（平成13年11月29日）前に消滅時効が完成している、と主張した。
- ④ これに対し、Xは、商法798条1項の定める消滅時効期間の起算点は、民法724条の定めるところにより、被害者が損害および加害者を知ったときを基準とすべきである、と主張した。
- ⑤ 第一審は、商法798条1項の規定は消滅時効の期間についてだけでなく消滅時効の起算点についても民法724条の適用を排する趣旨であると解すべきであり、特段の定めがない以上、この点は原則である民法166条1項によるものと解されるところ、本件では、平成12年10月中旬以降、XがYに対して本件事故による損害賠償請求権を行使することが事実上期待できない状態にあったとは認められないから、遅くともその時点から同請求権の消滅時効期間が進行し始めたものといわなければならないから、本件事故による損害賠償請求権は、仮にそれが発生したものとしても、遅くとも平成12年10月中旬から1年を経過した時点で時効により消滅したものであるとして、Xの請求を棄却した。
- ⑥ Xが控訴したところ、第二審では、商法798条1項は不法行為の消滅時効についての規定である民法724条の特則となる規定であり、商法798条1項には時効期間のみ規定されていることからして、商法798条1項に定める消滅時効の起算点については、民法724条が適用されるものと解するのが相当であるところ、本件事故による損害賠償請求権の消滅時効期間の起算点は、平成12年10月中旬ころであり、その後、平成13年8月1日に催告をし、その6か月以内に本訴を提起しているから、時効は中断されているとして、Xの請求を一部認容した。Y上告。

上告人（Y）の主張

商法798条1項は、船舶の衝突により生じた債権の消滅時効期間を1年と定めており、当該期間は衝突のとき（平成11年6月5日）から起算すべきであるから、仮にX主張の損害賠償請求権が発生したものとしても本件訴訟の提起（平成13年11月29日）前に消滅時効が完成している。

判 決

商法798条1項は、船舶の衝突によって生じた債権は1年を経過したときは時効によって消滅すると規定しているが、消滅時効の起算点については何ら規定するものではなく、消滅時効の期間について民法724条の特則を設けたにすぎないというべきである。したがって、船舶の衝突によって生じた損害賠償請求権の消滅時効は、民法724条により、被害者が損害および加害者を知った日から進行すると解すべきである。

MEMO

商法798条1項は、船舶衝突によって生じた債権は1年の時効によって消滅すると規定しています。時効の起算点については、特別の規定がないことから、消滅時効一般の起算点である民法166条1項によるべきか、不法行為債権の起算点である民法724条によるべきかについて学説上争いがありました。

本件の第一審は、商法798条1項の設けられた趣旨、共同海損については起算点を定めたのに衝突については起算点を定めなかったこと、不法行為一般の起算点によると被害者が損害および加害者を知らない限り衝突後20年の長期にわたり損害賠償請求を認めることになりかねないこと等から、民法724条の適用を排し、時効の一般原則である民法166条1項によるべきであるとししました。

しかしながら、本判決は、民法724条は、同法166条1項の特則を設けたものであり、船舶の衝突によって損害を被った被害者が不法行為による損害賠償請求権を行使する場合においても、同条の趣旨はそのまま当てはまるとし、船舶の衝突によって生じた損害賠償請求権の消滅時効は、民法724条により、被害者が損害および加害者を知った日から進行すると解すべきであるとししました。

本判決は学説上争いがあった問題について、最高裁として初めての判断を示したものです。

CHECK

○船舶衝突による債権の消滅時効は衝突なる事実発生の時をもって時効期間の起算点となすべき法意なること毫末の疑を存せず。或は右の如く解するときは被害者に於いて未だ加害者を知らず、したがって権利を行使すること能わざるに拘わらず空しく時効期間を経過するが如き事態を生じ頗る不条理なる結果に陥るの観なきにあらざるも、民法第166条において一般消滅時効の起算点とせる権利行使は法律上障害なきときの謂にして権利者の加害者不知の如き事実上の障害なき時を指称するものにあらざれば、この点においても前段の解釈を左右するの理由と為すに足らず。

(山口地判大7・5・3新聞1449・21)

[高山 満]

○不動産の取得時効完成後に当該不動産の譲渡を受けて所有権移転登記を了した者が背信的悪意者に当たると判断された事例

出典：最判平18・1・17裁時1403・4、判時1925・3

参照：民177

対象権利：不動産の所有権

取得時効：20年（民162 I）

当事者：本訴原告・反诉被告・被控訴人・上告人X：Yによる取得時効完成後に
本件土地を購入した者

本诉被告・反訴原告・控訴人・被上告人Y：本件通路部分を時効取得した者

訴外A：本件通路部分の占有を開始した者

訴外B：Aより本件通路部分の占有を承継した者

図解時効八

POINT

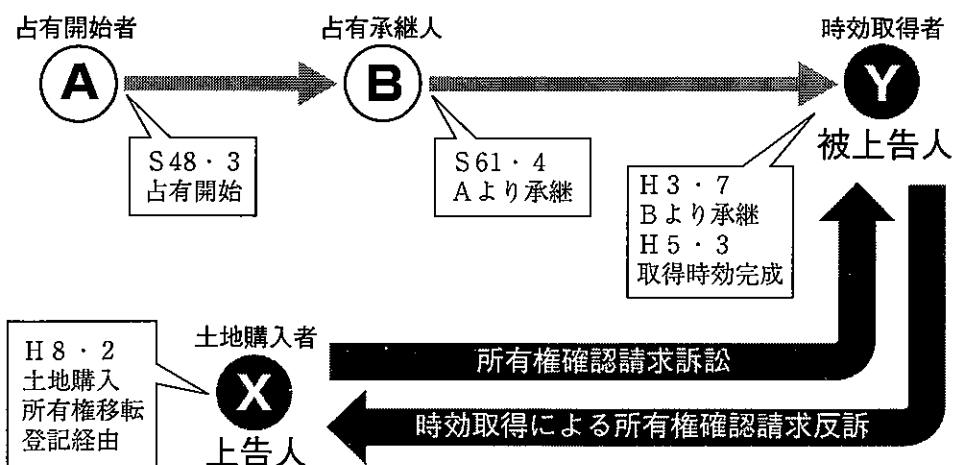
不動産の取得時効が完成した後に当該不動産を譲り受けて所有権移転登記を了した場合、当該譲受人が当該不動産の譲渡を受けた時点において、時効取得者が多年にわたり当該不動産を占有している事実を認識しており、時効取得者の登記の欠缺を主張することが信義に反するものと認められる事情が存在するときは、当該譲受人は背信的悪意者にあたる。

CASE

?

取得時効完成後に所有権移転登記を経た第三者が背信的悪意者となるのはどのような場合か

九九二ノ二



- ① 昭和48年3月、Aは自己の所有する建物のための専用進入路として、所有の意思をもって、本件通路部分の占有を開始した。
- ② 昭和61年4月、BはAよりその所有建物を購入し、その後本件通路部分をコンクリート舗装した。
- ③ 平成3年7月、YはBより上記建物の現物出資を受け、本件通路部分を専用進入路として使用している。
- ④ 平成5年3月、Yによる本件通路部分の取得時効が完成した。
- ⑤ 平成8年2月、Xは本件通路部分を含む本件土地を所有者より購入し、所有権移転登記を了した。

図解時効八

以上の事実関係のもと、Xは本件土地の所有権の確認を求めるとともに、本件通路部分のコンクリート舗装の撤去を求めて本件訴訟を提起した。これに対してYは、本件通路部分を20年間占有したことにより時効取得したとして、所有権の確認を求めて反訴を提起した。

上告人(X)の主張

Xは本件土地の所有権を有効に取得し、所有権移転登記を了していることから、所有権の確認を求め。一方、Yは所有権移転登記を了してないため、Xに対して所有権を主張することはできない。

また、原審は、Xにおいて調査をすれば、Yが本件通路部分を時効取得していることを容易に知り得たはずであるとして、Xは民法177条の第三者に該当しないとしているが、これは同条の第三者の解釈において善意・無過失を要求するものであり、確立した最高裁判決の判断基準に明らかに違反する。

九九二ノ三

被上告人（Y）の主張

前々主及び前主の占有を併せて20年間本件通路部分を占有したことにより、所有権を時効取得した。また、Xは背信的悪意者に当たるため、Yの登記の欠缺を主張するについて正当な利益を有しない。

判 決

「甲が時効取得した不動産について、その取得時効完成後に乙が当該不動産の譲渡を受けて所有権移転登記を了した場合において、乙が、当該不動産の譲渡を受けた時点において、甲が多年にわたり当該不動産を占有している事実を認識しており、甲の登記の欠缺を主張することが信義に反するものと認められる事情が存在するときは、乙は背信的悪意者に当たるといふべきである。取得時効の成否については、その要件の充足の有無が容易に認識・判断することができないものであることにかんがみると、乙において、甲が取得時効の成立要件を充足していることをすべて具体的に認識していなくても、背信的悪意者と認められる場合があるといふべきであるが、その場合であっても、少なくとも、乙が甲による多年にわたる占有継続の事実を認識している必要があると解すべきであるからである。」

図解時効八

MEMO

判例では、「背信的悪意者」は登記の欠缺を主張するについて正当な利益を有しない者として、民法177条の第三者に当たらないと解されていますが、判例に照らすと、その要件として「実体上物権変動があった事実を知る者」であることが必要であると考えられます（後掲最判昭43・8・2民集22・8・1571、判時533・36）。これを本件の事案にあてはめると、Xが背信的悪意者であるというためには、「XがYによる時効取得の事実を知っていること」が必要になると考えられます。しかしながら、本判決は、「取得時効の成否は、要件の充足の有無が容易に認識・判断することができないことから、その成立要件を充足していることをすべて具体的に認識している必要はないが、少なくともXがYによる多年にわたる占有継続の事実を認識している必要がある」として、取得時効における背信的悪意者の要件について新たな判断を下しました。

CHECK

○取得時効による不動産の所有権の取得についても、登記なくしては、時効完成後当該不動産につき旧所有者から所有権を取得し登記を経た第三者に対して、その善意たると否とを

九九二ノ四

問わず、時効による所有権の取得を対抗し得ないと解するを相当とする。

(最判昭33・8・28民集12・12・1936)〔前掲事例参照〕

- 実体上物権変動があった事実を知る者において当該物権変動についての登記の欠缺を主張することが信義に反するものと認められる事情がある場合には、かかる背信的悪意者は、登記の欠缺を主張するについて正当な利益を有しないものであって、民法177条にいう第三者に当たらないものと解すべきである。

(最判昭43・8・2民集22・8・1571、判時533・36)

- 通行地役権の承役地が譲渡された場合において、譲渡の時に、当該承役地が要役地の所有者によって継続的に通路として使用されていることがその位置、形状、構造等の物理的状況から客観的に明らかであり、かつ、譲受人がそのことを認識していたかまたは認識することが可能であったときは、譲受人は、通行地役権が設定されていることを知らなかったとしても、特段の事情がない限り、地役権設定登記の欠缺を主張するについて正当な利益を有する第三者に当たらないと解するのが相当である。

(最判平10・2・13民集52・1・65、判時1633・74)

- 国有財産特別措置法に基づき地方公共団体に対して係争地を含む譲与がなされたのは、市町村が機能管理をしている法定外公共物について、財産管理も市町村に一元化するためであったこと、当該地方公共団体が調査を怠った結果、本来譲与の対象とすべきでなかった当該係争地が譲与されたこと、譲与がなされなければ時効取得者は取得時効に基づく所有権を国に対して主張しえた筈であること等の事情を考慮すると、当該係争地について、譲与を受けた地方公共団体が、時効成立後の権利取得者として時効取得者に対し、登記の欠缺を主張できるとすることは信義誠実の原則に反するといわざるを得ない。

(東京高判平20・10・30判時2037・30、判タ1296・200)

[六信勝司]